

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年10月7日(月) 午後3時から午後4時まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員

(1) 農業委員(15名)

1番 林 喜太郎 委員	2番 及 川 正義 委員
3番 金 杉 勝 城 委員	4番 布 施 陽 子 委員
5番 高 品 文 敬 委員	6番 椎 名 寛 委員
7番 布 施 行 雄 委員	8番 小 林 須美子 委員
10番 大 木 武 一 委員	11番 鈴 木 茂 委員
12番 佐 藤 正 剛 委員	14番 安 藤 幸 春 委員
15番 穴 澤 久 男 委員	16番 伊 藤 栄 治 委員
17番 渡 邊 弘 仁 委員	

(2) 農地利用最適化推進委員(11名)

18番 伊 藤 輝 夫 委員	19番 秋 山 菊 次 委員
20番 布 施 利 雄 委員	21番 加 瀬 安 男 委員
22番 並 木 昭 男 委員	23番 鎌 形 豊 委員
24番 山 崎 幸 治 委員	25番 塚 本 繁 雄 委員
26番 木 原 正 勝 委員	28番 寺 本 利 幸 委員
29番 石 橋 誠 委員	

4 欠席委員

(1) 農業委員(2名)

9番 太 田 憲 一 委員	13番 石 田 利 之 委員
---------------	----------------

(2) 農地利用最適化推進委員(1名)

27番 江波戸 和 男 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について 4件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 4件

議案第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について 1件

6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和元年10月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、伊藤会長から御挨拶をお願いいたします。

伊藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は伊藤会長にお願いします。

議長 本日、出席農業委員は17名中15名で定足数に達しておりますので、
総会は成立しております。
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題と
いたします。
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名に
て御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、15番穴澤久男委員、17番渡邊弘仁委員を
指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号の番号1番から4番までは、利用権設定に関する件でありま
す。

【議案第1号、番号1番から4番までを議案書を基に朗読】

番号1番から4番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第
2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。なお、

この内、番号1番と2番は、議案第4号の番号2番の一時転用許可に付随する案件であるため、議案第4号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

5 番 番号1番について、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思います。

番号2番について、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思います。

3 番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。

2 番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござ

いませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑を打ち

切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申

請について」採決に入ります。

原案のとおり決すると共に、番号1番と2番については、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定

について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第2号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番について、進入路用地として畑3筆計10.2㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始末書が添付されています。

議 長 　　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

11番 　　番号1番について、申請者の自宅へ通ずる既存進入路が狭く、大型車や農機具の通行時に支障があることから、申請地を進入路用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 　　議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　　御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 　　挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 　　次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 　　【議案第3号、議案書を基に朗読】

番号1番について、営農型太陽光発電事業による一時転用許可を受け、設備下部の農地で営農を行いながら発電事業を行っている事業ですが、今回、営農計画を変更し、栽培する作物を大豆から麦へ転換しようとするもので

す。

なお、発電設備に関する規模や構造等の変更はありません。

番号2番、3番及び4番の申請者は同一です。いずれの案件も営農型太陽光発電事業による一時転用許可を受け、設備下部の農地で営農を行いながら発電事業を行っている事業ですが、今回、営農計画を変更し、栽培する作物を大豆から麦へ転換しようとするものです。

なお、発電設備に関する規模や構造等の変更はありません。

議 長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

5番 　番号1番について、当初許可後、営農型太陽光発電設備を設置し、設備下部で大豆栽培を行っていますが、従前の耕作者が入れた堆肥の影響で大豆の栽培期間である夏季に雑草が繁茂し、栽培の支障となっていることから、栽培時期の異なる麦へ転換しようとするものです。本件は営農計画の変更に関するものであるため、周辺農地への日照・排水等の影響はなく、また、耕作者には麦栽培の実績もあることから、問題ないと思います。

番号2番、3番及び4番について、番号1番と同じ理由で、栽培作物を大豆から麦に転換しようとするものです。発電設備の構造や規模等に変更はなく、耕作者の栽培実績もあることから、問題ないと思います。

議 長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 　議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 　挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 　次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定

について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第4号、番号1番から4番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、専用住宅用地として畑294㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、営農型太陽光発電設備用地として畑1,239㎡の内3,79㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、進入路用地として畑37㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、畑109㎡を譲り受け、申請地に隣接する山林156㎡と合わせた265㎡に専用住宅用地として計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

10番 番号1番について、譲受人は妻と子3人と市内の賃貸住宅で生活しておりますが、子の成長に伴い手狭となったことから、申請地に専用住宅の建築を計画するものです。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

5番 番号2番について、譲受人は平成28年11月に一時転用許可を受け、申請地で営農型太陽光発電事業を行ってきましたが、許可期間の3年が満了することから、今回、事業継続のため新たに許可を受けようとするものです。農地区分については、農用地区域内農地です。これまで周辺農地への影響も見受けられず、また、地域農家からの苦情等も聞かれないことから問題ないと考えます。

11番 番号3番について、申請者宅への出入りに利用している既存の進入路の幅員が狭く大型車両や農機具の通行に支障があるため、申請地を進入路用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

8番 番号4番について、現在、譲受人は賃貸住宅で生活しておりますが、近々結婚をすることになったことから、申請地に専用住宅の建築を計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。番号1番につきましては、去る10月4日現地調査会が開催されましたので、その経過報告について、第3班の班長より報告をお願いします。

15番 現地調査第3班を代表して報告申し上げます。本件につきましては、去る10月4日午後1時30分より、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況を確認するため現地調査を実施いたしました。現地を確認した結果、対象農地は、良好に管理されておりました。

その後の意見交換では、調査した委員より、一部作付されていない農地がありましたが、適切に管理されており問題ないのでは、との意見が出されましたので報告いたします。

議 長 第3班班長の報告が終わりました。番号1番について質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

議 長 お諮りいたします。議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の

利用状況の確認について」 質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 5 号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」採決に入ります。

番号 1 番について現地調査班の報告のとおり、決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって本件は、報告のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が 2 件ありました。内容については記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	4 件
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見決定について	1 件
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について	4 件
議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について	4 件
議案第 5 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について	1 件
報告事項 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	2 件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和元年10月7日匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。